

保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）

公表：令和 7年3月28日

事業所名：福岡市立心身障がい福祉センターありんこ園

保護者等数（児童数） 46 回収数 35 割合 76%

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた対応
環境・ 体制 整備	1	お子さんの活動等のスペースが十分に確保されていると思いますか	34	1			・駐車場が狭い。少ない。 ・子どもの活動スペースは充分だが、通園の為の駐車場をもっと確保して欲しい。	駐車場についてはご不便をおかけしております。近隣の駐車場事情も厳しく増やす目途は立っていません。ご理解ご協力の程よろしくお願いたします。
	2	職員の配置数は適切であると思いますか	30	2		3	・5人いる場合は4人ぐらいいはいてもいいのではないかと。	職員は国の基準を満たす数で配置をしていますが、十分でない場面では適宜職員を配置する等柔軟に対応いたします。
	3-1	生活空間は、お子さんにわかりやすく「構造化された環境」【注 i】になっていると思いますか。	31	2		2		
	3-2	障がいの特性に応じて、事業所の設備等は、バリアフリー化やわかりやすい情報伝達等への配慮が適切になされていると思いますか。	33	2				
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっていますか。また、お子さん達の活動に合わせた空間となっていると思いますか。	25	8		1	・古くなっている箇所がある為子が気になる様子がある。 ・トイレをもう少し改善してほしい。	建物の老朽化についてはご不便をおかけしております。療育に支障がある場合は早急に修繕を進めます。トイレの改修工事は次年度開始の予定です。
適切な 支援の 提供	5	お子さんのことを十分に理解し、お子さんの特性等に応じた専門性のある支援を受けられていると思いますか。	34					
	6	園が公表している「年間カリキュラム」【注 ii】は、園の提供する支援内容と合っていると思いますか。	23	5		7	・準備中。	
	7	お子さんのことを十分理解し、お子さんと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、「児童発達支援計画」【注 iii】（年間・半期の目標、まとめ等）が作成されていると思いますか。	33	1				
	8	児童発達支援計画には、「児童発達支援ガイドライン」【注 iv】に示された支援内容からお子さんの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されていると思いますか。	27	4		4	・ガイドラインを見ていない。	児童発達支援ガイドラインについて十分な情報提供が行えず申し訳ありません。次期、個別支援計画の提示に際しご説明いたします。
	9	児童発達支援計画に沿った支援が行われていると思いますか。	34					
	10	園の「活動プログラム」【注 v】が固定化しないよう工夫されていると思いますか。	29	1		4		
	11	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、その他地域で他のお子さんと活動する機会がありますか。	14	4	10	6		

保護者への説明等	12	契約時に、運営規程、年間カリキュラム、利用者負担額等について丁寧な説明がありましたか。	30	3		1		
	13	「児童発達支援計画」（年間・半期の目標、まとめ等）を示しながら、支援内容の説明がなされましたか。	33	1				
	14	園では、家族に対して家族支援プログラム（「ペアレント・トレーニング」【注vi】等）や家族等も参加できる研修会や情報提供の機会等が行われていますか。	30	3	1	1	少ない。難聴児支援は家族の支援もかなり重要なので他施設（ろう学校など）と連携するなどして増やしてほしい。	学習会の内容を改めて見直し、学習会をより充実させるよう努めます。他所での学習会など情報提供を行います。
	15	日頃からお子さんの状況を保護者と伝え合い、お子さんの健康や発達の状況、課題について共通理解ができていますか。	31	2		1		
	16	定期的に、保護者に対して面談や、子育てに関する助言等の支援が行われていますか。	34					
	17	園の職員から、共感的に支援がされていると思いますか。	33	1				
	18	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の交流の機会が設けられるなど、家族への支援がなされていますか。また、きょうだい向けのイベントの開催等により、きょうだい同士の交流の機会が設けられるなど、きょうだいへの支援がされていますか。	23	5	1	6	・イベントを増やしてほしい。 ・きょうだい児への取り組みを行って欲しい。 ・少ない。14と同じく独自で厳しいなら他機関との連携をお願いします。	現在、園をあげてのイベントは交流会のみですが、新たなイベントの企画を検討します。またきょうだい児が参加できる場作りもあわせて検討します。
	19	お子さんや家族からの相談や申入れについて、「対応の体制が整備」【注vii】されているとともに、お子さんや保護者に対してそのような場があることについて周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されていますか。	25	6		3		
	20	お子さんや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされていると思いますか。	33	1				
	21	定期的に、通信やホームページ・SNS等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果がお子さんや保護者に対して発信されていますか。	19	9		7	・SNSで手話や活動を発信してほしい。	SNSでの発信は現在のところ予定していませんが、今後の課題として受け止めます。
22	個人情報の取扱いに十分留意されていると思いますか。	34	1					
非常時の対応	23	園では、事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、保護者に周知・説明されていますか。また、発生を想定した訓練が実施されていますか。	25	5		5		
	24	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われていますか。	23	3	1	8		
	25	お子さんの安全を確保するための計画について周知される等、安全確保が十分に行われた上で支援が行われていると思いますか。	33			2		
	26	事故等（怪我等を含む。）が発生した場合、速やかな連絡や状況の詳しい説明がされていると思いますか。	28	1		7		

満足度	27	お子さんは通園（通所）を楽しみにしていますか。	はい	やや楽しみにしている	どちらともいえない	いいえ	わからない		
			27	5	2		1		
	28	お子さんは安心感をもって通所されていますか。	はい	やや安心している	どちらともいえない	いいえ	わからない		
			32	2			1		
	29	事業所の支援に満足していますか	満足している	やや満足している	どちらともいえない	不満である	わからない	・より向上を求めます。 ・駐車場に限られているため早く家を出ないといけないプレッシャーがある。	園全体のスキルアップと支援力の向上に取り組めます。
			23	10	1		1		

(注釈)

- i 「本人にわかりやすく構造化された環境」は、机や本棚の位置やついたての使用などで刺激を整理し、お子さん本人がその場所で何をしたらいいかをわかりやすくする工夫です。
- ii 「年間カリキュラム」とは、事業所における総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所で行われている取組等について示し、公表することが求められています。
- iii 「児童発達支援計画」は、児童発達支援を利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標とその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載した計画のことです。これは、児童発達支援センターの児童発達支援管理責任者が作成します。
- iv 「児童発達ガイドライン」は、児童発達支援の提供すべき支援として、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」を規定しています。
本人支援とは、子どもが将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」の5つの領域での支援のことです。
家族支援とは、お子さんが安定して育ち、暮らしていくことを目的として、家族が安心して子育てを行うことができるよう、様々な家族の負担を軽減していくための物理的・心理的な支援を行うことです。
移行支援とは、あなたのお子さんが、お住いの周囲の一たちから理解され、家族として安心して地域参加するための支援のことです。
- v 「活動プログラム」は、事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。お子さんの特性や発達の課題等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されています。
- vi 「ペアレント・トレーニング」は、保護者がお子さんの行動を観察してお子さんの特性を理解したり、特性を踏まえた褒め方等の関わりのコツを学ぶことにより、お子さんが適切な行動を獲得し、保護者がポジティブな気持ちで子育てに向かうことを目標とした家族支援です。
- vii 「対応の体制の整備」は、保護者が事業所に対して、相談や「こうしてほしい」というお願いをする際に、誰に、どこにお話をすれば良いか、が決まっていて、それを保護者に知らされていることも含まれています。また、対応とは、相談やお願いに対して、迅速かつ適切な対応をすることだけでなく、対応の必要がないことや対応できない事情について保護者が理解できる説明を行うことも含まれます。

.....